

1 反対12で不同意



条例など

議案第96号 南相馬市情報公開条例の一部を改正する条例制定について

情報公開を総合的に推進し、もって市の説明責任の全うと市民の市政参加を促進するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

「公文書」を「行政情報」に改める。

行政情報の公開を請求できる者を、これまでの本市に住所を有する者、市内に通勤・通学する者等の「広義の市民」

12月議会

議案 35 件・報告 1 件は可決、議案 1 件は否決されました。

条例を定めた定住促進住宅

住宅の名称	位置	竣工年度	戸数
南相馬市定住促進住宅1号棟	鹿島区寺内	平成3年度	40
南相馬市定住促進住宅2号棟	鹿島区寺内	平成3年度	40

市民生活の安定と社会福祉の増進を図るため、定住促進住宅を設置する。

【主な内容】 設置（第2条）

独立行政法人雇用・能力開発機構から取得する雇用促進住宅を、定住促進住宅として管理運営するため、新たに条例を制定するもの。

議案第98号 南相馬市定住促進住宅条例制定について

施行日 平成23年4月1日

実施機関は、市政に関する情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう提供することにより、情報公開の総合的な推進に努めることとする。

から「何人」も請求できることに改める。

家賃の決定（第14条）

左表のとおり。

想定家賃（公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額）

所得（月額）	家賃（月額）	備考												
0円～104,000円	12,300円	※階数に応じた補正率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>補正率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>2階</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>3階</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>4階</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>5階</td> <td>0.7</td> </tr> </tbody> </table>	階数	補正率	1階	1.0	2階	1.0	3階	0.9	4階	0.8	5階	0.7
階数	補正率													
1階	1.0													
2階	1.0													
3階	0.9													
4階	0.8													
5階	0.7													
104,001円～123,000円	14,200円													
123,001円～139,000円	16,300円													
139,001円～158,000円	18,400円													
158,001円～186,000円	21,000円													
186,001円～214,000円	24,200円													
214,001円～259,000円	28,400円													
259,001円～	32,700円	既入居者及び入居後収入超過者 既入居者及び入居後収入超過者												

議案第99号 南相馬市すこやか子育て支援金支給条例を廃止する条例制定について

既存事業を再編し、より幅広い子育て支援事業とするため、本条例を廃止するもの。

【主な内容】 廃止の理由

国の「子ども手当制度」の創設や本市の独自施策としての「子育て応援基金制度」の導入、並びに国の「児童扶養手当制度」及び本市の「子ども医療費助成事業」といった既存の制度の拡充がなされたことにより、子育て支援策が手厚く講じられていること、さらに、今後、「子ども医療費助成事業」の計画的拡大を図りたいことから、子育て支援事業を再編し、すこやか子育て支援金支給事業を廃止するもの。

施行日 平成23年4月1日（施行日の前日までに出生した子供に係る支援金等の支給については、従前の例による。）

すこやか子育て支援金事業の概要

- 第3子 15万円相当
 - 第4子 20万円相当
 - 第5子以降 35万円相当
- 小高区、鹿島区は現金及び商品券、原町区は現金。

施行日 平成23年4月1日

駐車場使用料（第38条）

駐車場の使用料は、1千円とする。

副市長選任案

賛成 1

12月補正予算の概要 (主な事業)

一般会計補正予算 (第4号) の概要

(1) 補正予算の規模

補正額 6億 1,525万円を追加し、補正後の一般会計歳入歳出総額が 288億 3,552万円となった。

1. 地域経済対策への対応

○緊急雇用創出事業費補助金事業 (3事業 - 12人)

* 医師事務補助者配置事業補助金	109万円
* 農業水利を支える施設状況調査事業	317万円
* 農林道安全対策事業	540万円

○その他の主な経済対策事業

* 地域介護・福祉空間整備等補助金	318万円
大区画ほ場整備事業負担金	2,650万円
農業用施設維持管理事業 (3区)	2,530万円
中小企業振興資金制度信用保証料補助金	223万円
道路維持管理事業 (3区)	2,456万円
* 小学校保健室エアコン設置事業	1,260万円
小学校施設営繕事業 (小高区・原町区)	2,867万円
* 中学校保健室エアコン設置事業	420万円

2. 緊急課題への対応

生活保護適正実施推進事業	1,638万円
戦略的産地づくり総合支援事業補助金 (原町区)	126万円
* 木質バイオマス利用施設等整備事業補助金	4億円

*は新規事業

【専決第8号】南相馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
平成22年11月26日専決
【主な内容】
(1) 期末手当・勤勉手当の支給割合の改正
(2) 給料等の特例処置
 当分の間、55歳を超える管理職職員（政策主幹・主幹を除く）の給料月額、給料の特別調整額、期末・勤勉手当を

議案第100号 専決処分の報告及びその承認について
次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるもの。

採決の結果、賛成11、反対12で不同意。

【賛成討論】彼の能力については株式会社滝沢村役場を提唱し首長が社長、職員が社員、市民がお客様という意識をもって10年かけて改革を行った。本市の問題、課題は山積しており、市長一人では限界がある。本市の行革を行うには最適な人材であり賛成する。

【反対討論】柳村氏が滝沢村長時に村内の岩手銀河鉄道新駅建設の

※「広報みなみそうま1月お知らせ版1月15日発行」に掲載された議案は、紙面の都合により本誌から割愛させていただきました。併せて読んでいただければ幸いです。

職員の期末・勤務手当改正内容

	改正後		改正前		増減	
	6月	12月	6月	12月	6月	12月
期末手当	1.25月	1.30月	1.25月	1.40月	-	△0.10月
勤勉手当	0.70月	0.65月	0.70月	0.70月	-	△0.05月
計	1.95月	1.95月	1.95月	2.10月	-	△0.15月
(合計)	3.90月		4.05月		△0.15月	

(3) 一定率(△0.9%)減額する。
平成22年12月1日施行

【副市長選任案不同意】議案第121号 副市長の選任につき同意を求めないことについて
【質疑】柳村氏は平成21年9月に兵庫県香美町の副町長に就任し翌年10月に辞任している。母親の介護のためというが、内容について伺う。
【答弁】本人の意思、都合の問題であり、コメントは出来ない。
【質疑】本市に縁もゆかりもない人が副市長として務めて行けるのか伺う。

【答弁】本市ではしがらみを断ち切った改革を進める必要がある。縁もゆかりもない方が適正な判断が出来る。
【質疑】滝沢村長、香美副町長としての市長評価について伺う。
【答弁】TVでも報道され、全国的に高い評価がある。
【反対討論】柳村氏が滝沢村長時に

際の農地転用問題、地主との関係等において疑惑がもたれた。さらには「ソビエーション滝沢」の設立問題で滝沢村が実態のない会社と第三セクターで契約し、スタートする時点で白紙撤回になった。疑惑の人物であり反対する。